

令和5年新十津川町農業委員会

第5回(12月)会議録

招集月日	令和5年12月21日	16時00分	場 所	役場 大会議室
開閉日時	開 会	令和5年12月21日	15時52分	
	閉 会	令和5年12月21日	17時18分	
及宣言者	会 長	坂 本 和 隆	会長代理	千 石 洋 彰

委員の出席状況

番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠	番号	氏 名	出欠
1	乗 松 良 行	出	7	高 橋 友 司	出	13	川 村 登	出
2	稲 葉 敏	出	8	木 村 文 秋	出	14	長 太 均	出
3	小 林 勝	出	9	阪 口 徳 幸	欠	15	西 内 陽 美	出
4	田 中 千 久	出	10	高 桑 齊	出	16	千 石 洋 彰	出
5	新 井 隆 之	出	11	中 川 雅 樹	出	17	坂 本 和 隆	出
6	林 雄 一	出	12	村 本 健	出			

農業委員会事務局職員

事務局長	小 松 敬 典		
事務局主幹	平 川 宏 之	事務局担当	穴 吹 理 絵

議案説明のために出席した者の職・氏名

			開会宣告
			開議宣告
日程	1		会期の決定
	2		会議録署名委員の指名について
	3		一般事務報告
	4	報告第1号	使用貸借の合意解約通知報告について
	5	議案第1号	賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認について
	6	議案第2号	農地の権利移動の許可申請について
	7	議案第3号	農業経営基盤強化促進事業利用権設定等事業に係る農用地利用
			集積計画の決定について
	8		その他

開会宣告	議長	只今から第5回新十津川町農業委員会総会を開催いたします。
開議宣告	議長	<p>只今の出席委員数は、16名であります。</p> <p>定足数に達しておりますので、総会は成立しております。</p> <p>日程表に基づき会議を進めてまいります。</p>
日程第1 会期の決定	議長	<p>会期の決定についてを、議題といたします。</p> <p>お諮りします。本日の第5回農業委員会総会の会期は本日1日限り といたしたいが、ご異議ありませんか。</p> <p>(なしの声あり)</p>
	議長	異議なしと認め、会期は本日1日と決定いたします。
日程第2 議事録署名 委員の指名	議長	<p>続きます、議事録署名委員の指名について議題といたします。</p> <p>議事録署名委員の指名については、総会に諮って決定することとな っておりますので、私から指名をいたします。</p> <p>第7番 高橋友司</p> <p>第8番 木村文秋 両委員にお願い申し上げます。</p>
日程第3 一般事務報告	議長	<p>閉会中における一般事務について事務局から報告いたします。</p> <p>事務局お願いします。</p>
	事務局	<p>別紙にて朗読</p> <p>(令和5年11月28日～令和5年12月21日)</p>

日程第4 報告第1号	議 長	続きまして、日程第4報告第1号、使用貸借の合意解約通知報告について 事務局から内容の説明を申し上げます。	
	事務局	報告第1号 使用貸借の合意解約通知報告について 農地法第3条の使用貸借の合意解約通知が別紙のとおりあったので報告する。 令和5年12月21日 提出 新十津川町農業委員会会長 坂 本 和 隆 番号1について報告をします。 番号 1 字〇〇 地番全22筆、地目田69, 151.88㎡、畑2, 923㎡ 合計72, 074.88㎡ 民有地 農地法第3条 以上で報告を終わります。	
		議 長	続きまして、日程第5議案第1号、賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認 について 事務局から内容の説明を申し上げます。
		事務局	議案第1号 賃貸借の合意解約通知の成立状況の確認について 農地法第18条第6項の規定による合意解約通知が別紙のとおりあったので、 成立状況について確認をする。 令和5年12月21日 提出 新十津川町農業委員会会長 坂 本 和 隆 番号1 番号 1 字〇〇 地番全1筆、地目畑 民有地 合計面積25, 334㎡ 令和5年11月26日提出、合意解約通知 農地法第3条 本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。 番号2 番号 2 字〇〇 地番全5筆、地目田 民有地 合計面積18, 676㎡ 令和5年11月30日提出、合意解約通知 農地法第3条 本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。 番号3 番号 3 字〇〇 地番全2筆、地目田 民有地 合計面積39, 537㎡ 令和5年11月17日提出、合意解約通知 集積計画 本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。 番号4 番号 4 字〇〇 地番全1筆、地目田 民有地 合計面積29, 182㎡ 令和5年11月17日提出、合意解約通知 集積計画 本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。 番号5 番号 5 字〇〇 地番全3筆、地目畑 民有地 合計面積43, 300㎡ 令和5年11月26日提出、合意解約通知 集積計画 本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされております ので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。 番号6 番号 6 字〇〇 地番全2筆、地目田、畑 民有地 合計面積5, 966㎡ 令和5年11月30日提出、合意解約通知 集積計画

日程第5 議案第1号	事務局	本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
		番号7
		番号 7 字〇〇 地番全2筆、地目田 民有地 合計面積44,039㎡
		令和5年12月5日提出、合意解約通知 集積計画
		本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
		番号8
		番号 8 字〇〇 地番全8筆、地目田、畑 民有地 合計面積31,336㎡
		令和5年11月29日提出、合意解約通知 集積計画
		本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
		番号9
		番号 9 字〇〇 地番全7筆、地目田、畑 民有地 合計面積18,533㎡
		令和5年11月29日提出、合意解約通知 集積計画
		本案件については、農地法第18条の規定に基づき合意解約がなされておりますので、賃貸借の解約が成立していると考えられます。
		以上、9件について説明を終わります。
	よろしくご審議のほどお願いします。	
議長	説明が終わりました。	
	質疑ございませんか。	
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。	
	通知のとおり確認することに、ご異議ございませんか。	
委員	なし。	
日程第6 議案第2号	議長	異議なしと認め、議案第1号については提案のとおり確認しました。
		続きまして、日程第6議案第2号、農地の権利移動の許可申請について
		事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	議案第2号 農地の権利移動の許可申請について
		農地法第3条の規定による許可申請が次のとおりあったので、可否について決定をする。
		令和5年12月21日 提出
		新十津川町農業委員会会長 坂本和隆
		番号 1 説明
		函面番号1をご覧ください。
		字〇〇 地番全2筆 地目畑6,760㎡ 民有地 合計面積6,760㎡
		法律関係 贈与
		こちらの農地につきましては、非農家であり農業を営めないため所有地を贈与するというものです。
		こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
		説明を終わります。
以上、ご審議のほど、よろしくお願いします。		
議長	説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委員	なし。	

日程第6 議案第2号	議 長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	異議なしと認め、番号1は提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号2について事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	番号 2 説明
		函面番号2をご覧ください。
		字〇〇 地番全21筆 地目田66,387.35㎡ 畑14,310.02㎡ 民有地
		合計面積80,697.37㎡ 法律関係 使用貸借
		こちらの農地につきましては、経営主となる子の夫に使用貸借をするというものです。
		こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
		説明を終わります。
		以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
	議 長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委 員	なし。
議 長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	異議なしと認め、番号2は提案のとおり決定をします。	
	続きまして、番号3について事務局から内容の説明を申し上げます。	
事務局	番号 3 説明	
	函面番号3をご覧ください。	
	字〇〇 地番全22筆 地目田69,151.88㎡ 畑2,923㎡ 民有地	
	合計面積72,074.88㎡ 法律関係 使用貸借	
	こちらの農地につきましては、経営主となる孫に使用貸借するというものです。	
	こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。	
	説明を終わります。	
	以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。	
議 長	説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	質疑なしと認めます。	

日程第6 議案第2号	議 長	続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	異議なしと認め、番号3は提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号4について事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	番号 4 説明
		函面番号4をご覧ください。
		字〇〇 地番全2筆 地目田36,821㎡ 民有地 合計面積36,821㎡
		法律関係 使用貸借
		こちらの農地につきましては、経営主となる子に使用貸借するというものです。
		こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
		説明を終わります。
		以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
	議 長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委 員	なし。
議 長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	異議なしと認め、番号4は提案のとおり決定をします。	
	続きまして、番号5について事務局から内容の説明を申し上げます。	
事務局	番号 5 説明	
	函面番号5をご覧ください。	
	字〇〇 地番全18筆 地目田126,885㎡ 畑2,617㎡ 民有地	
	合計面積129,502㎡ 法律関係 使用貸借	
	こちらの農地につきましては、経営主である子に使用貸借するというものです。	
	こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。	
	説明を終わります。	
	以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。	
議 長	説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委 員	なし。	
議 長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	

日程第6 議案第2号	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
	議長	異議なしと認め、番号5は提案のとおり決定をします。 続きまして、番号6について事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	番号 6 説明 図面番号6をご覧ください。 字〇〇 地番全21筆 地目田90,352㎡ 畑45,352㎡ 民有地 合計面積135,704㎡ 法律関係 使用貸借 こちらの農地につきましては、経営主となる子に使用貸借するというものです。 こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 説明を終わります。 以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
	議長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
	議長	異議なしと認め、番号6は提案のとおり決定をします。 続きまして、番号7について事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	番号 7 説明 図面番号7をご覧ください。 字〇〇 地番全34筆 地目田172,256㎡ 畑25,789㎡ 民有地 合計面積198,045㎡ 法律関係 使用貸借 こちらの農地につきましては、経営主となる子に使用貸借するというものです。 こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。 説明を終わります。 以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
	議長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。

日程第6 議案第2号	議 長	これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	異議なしと認め、番号7は提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号8について事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	番号 8 説明
		函面番号8をご覧ください。
		字〇〇 地番全1筆 地目田18㎡ 民有地 合計面積18㎡
		法律関係 使用貸借
		こちらの農地につきましては、使用貸借の相手方の経営主が経営移譲することから、その子に引き続き使用貸借をするというものです。
		こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
		説明を終わります。
		以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
	議 長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	異議なしと認め、番号8は提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号9について事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	番号 9 説明
		函面番号9をご覧ください。
		字〇〇 地番全3筆 地目畑43,300㎡ 民有地 合計面積43,300㎡
		法律関係 賃貸借
		こちらの農地につきましては、非農業者のため所有地を賃貸借するというものです。
		こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
		説明を終わります。
		以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
	議 長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。

日程第6 議案第2号	議 長	これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	異議なしと認め、番号9は提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号10について事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	番号 10 説明
		函面番号10をご覧ください。
		字〇〇 地番全1筆 地目畑25,334㎡ 民有地 合計面積25,334㎡
		法律関係 賃貸借
		こちらの農地につきましては、非農業者のため所有地を賃貸借するというもので
		す。
		こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号
		には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
		説明を終わります。
		以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
	議 長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	異議なしと認め、番号10は提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号11について事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	番号 11 説明
		函面番号11をご覧ください。
		字〇〇 地番全5筆 地目田18,676㎡ 民有地 合計面積18,676㎡
		法律関係 賃貸借
		こちらの農地につきましては、賃貸借の相手方の経営主が経営移譲することから
		その子に引き続き賃貸借をするというものです。
		こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号
		には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
		説明を終わります。
		以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
	議 長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。

日程第6 議案第2号	議 長	これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	異議なしと認め、番号11は提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号12について事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	番号 12 説明
		函面番号12をご覧ください。
		字〇〇 地番全2筆 地目畑16,650㎡ 民有地 合計面積16,650㎡
		法律関係 賃貸借
		こちらの農地につきましては、賃貸借の相手方の経営主が経営移譲することからその子に引き続き賃貸借をするというものです。
		こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
		説明を終わります。
		以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
	議 長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	異議なしと認め、番号12は提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号13について事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	番号 13 説明
		函面番号13をご覧ください。
		字〇〇 地番全6筆 地目田20,573㎡ 畑2,098㎡ 民有地
		合計面積198,045㎡ 法律関係 使用貸借
		こちらの農地につきましては、賃貸借の相手方の経営主が経営移譲することからその子に引き続き賃貸借をするというものです。
		こちらの農地につきましては、別添調査書のとおり、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件の全てを満たすと考えます。
		説明を終わります。
		以上、ご審議のほど、よろしく申し上げます。
	議 長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。

日程第6 議案第2号	議 長	これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
日程第7 議案第3号	議 長	異議なしと認め、番号13は提案のとおり決定をします。 議案第2号については決定をしました。 続きまして、日程第7議案第3号、農業経営基盤強化促進事業利用権設定等事業に係る農用地利用集積計画の決定について 事務局から内容の説明を申し上げます。
	事務局	議案第3号、農業経営基盤強化促進事業利用権設定等事業に係る農用地利用集積計画の決定について このことについて、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、新十津川町より決定依頼が次のとおりあったので、意見を求める。 令和5年12月21日 提出 新十津川町農業委員会会長 坂本和隆 番号1 説明 図面番号14をご覧ください。 番号1 字〇〇 地番全22筆 地目田87,113㎡、畑26,401㎡ 民有地 合計面積113,514㎡ こちらについては、売買案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議 長	番号1について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、林委員より説明いたします。
	委 員	それでは、説明申し上げます。 こちらの案件につきましては、田は地域の値段に合わせて設定しました。 畑は、細長く沼もあり作りにくいことを考慮しました。 地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議をお願いします。
	議 長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	異議なしと認め、番号1については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号2について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号2 説明 図面番号15をご覧ください。 番号2 字〇〇 地番全3筆 地目田19,743㎡ 民有地 合計面積19,743㎡ こちらについては、売買案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。

日程第7 議案第3号	議 長	番号2について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、長太委員より説明いたします。
	委 員	それでは、説明申し上げます。 こちらの案件につきましては、売買で3名の申し込みがありました。 審議の結果、2名に絞らせていただき、〇〇さんに決定しました。 地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議 長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	異議なしと認め、番号2については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号3について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号 3 説明 図面番号16をご覧ください。 番号3 字〇〇 地番全17筆 地目田75,515.3㎡、畑1,818.78㎡ 民有地 合計面積77,334.08㎡ こちらについては、売買案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議 長	番号3について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、長太委員より説明いたします。
	委 員	それでは、説明申し上げます。 こちらの案件につきましては、先程の番号2と同じ土地になります。 2名に絞らせてもらった内のもう1人の方に決定しました。 地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議 長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委 員	なし。
	議 長	異議なしと認め、番号3については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号4について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号 4 説明

日程第7 議案第3号	事務局	図面番号17をご覧ください。
		番号4 字〇〇 地番全1筆 地目畑33,057㎡ 民有地 合計面積33,057㎡
		こちらについては、売買案件となっています。
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議長	番号4について、事務局から説明を終わります。
		それでは、担当、長太委員より説明いたします。
	委員	それでは、説明申し上げます。
		こちらの土地につきましては、一般畑となっていますが、実際に作付できる面積を考慮して単価設定しました。
		地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
	議長	説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
議長	異議なしと認め、番号4については、提案のとおり決定をします。	
	続きまして、番号5について事務局から説明申し上げます。	
事務局	番号5 説明	
	図面番号18をご覧ください。	
	番号5 字〇〇 地番全5筆 地目畑84,986㎡ 民有地 合計面積84,986㎡	
	こちらについては、売買案件となっています。	
議長	計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。	
	番号5について、事務局から説明を終わります。	
	それでは、担当、長太委員より説明いたします。	
	それでは、説明申し上げます。	
委員	こちらの案件につきましても、先程の番号4と同様になります。	
	実際に作付できる面積を考慮して、単価設定しました。	
	地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。	
議長	説明を終わります。	
	質疑ございませんか。	
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委員	なし。	
議長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	

日程第7 議案第3号	委員	なし。		
	議長	異議なしと認め、番号5については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号6について事務局から説明申し上げます。		
	事務局	番号 6 説明	図面番号19をご覧ください。 番号6 字〇〇 地番全10筆 地目田52,310㎡ 民有地 合計面積52,310㎡ こちらについては、売買案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。	
		議長	番号6について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、小林委員より説明いたします。	
		委員	それでは、説明申し上げます。 こちらの案件につきましては、売り主から土地を売買したいと申し出がありました。 町内に諮ったところ、〇〇さん1人の申し出がありました。 この土地は3か所に分かれていて、一部砂利を掘った所もあります。 地域の単価から見ると、若干低く設定しました。 地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。	
			議長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
			委員	なし。
	議長		質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。	
			委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。		
		委員	なし。	
	議長	異議なしと認め、番号6については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号7について事務局から説明申し上げます。		
		事務局	番号 7 説明	図面番号20をご覧ください。 番号7 字〇〇 地番全2筆 地目田4,212㎡、その他434㎡ 民有地 合計面積4,646㎡ こちらについては、売買案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議長		番号7について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、小林委員より説明いたします。	
	委員		それでは、説明申し上げます。 こちらの案件につきましても、先程の番号6と同様の売り主からの案件になります。 町内に諮ったところ、〇〇さん1名の申し出がありました。 土地が少しいびつな所もあることを考慮しています。 地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。	

日程第7 議案第3号	議 長	説明を終わります。 質疑ございませんか。	
	委 員	なし。	
議 長	議 長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。	
	委 員	なし。	
	議 長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委 員	なし。		
議 長	異議なしと認め、番号7については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号8について事務局から説明申し上げます。		
事務局	事務局	番号 8 説明 図面番号21をご覧ください。 番号8 字〇〇 地番全3筆 地目田47,517㎡ 民有地 合計面積47,517㎡ こちらについては、賃貸借案件となっています。 計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。	
	議 長	番号8について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、川村委員より説明いたします。	
	委 員	委 員	それでは、説明申し上げます。 こちらの案件につきましては、貸主より賃貸をしたいと申し出がありました。 町内回覧したところ、隣地で耕作している〇〇さん1名の申し込みがあり、決定しました。 単価につきましては、1筆あたりの面積の小ささや、畦畔が大きいことなどを考慮しています。 地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
		議 長	説明を終わります。 質疑ございませんか。
		委 員	なし。
議 長		質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。	
委 員	なし。		
議 長	議 長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
	委 員	なし。	
	議 長	異議なしと認め、番号8については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号9について事務局から説明申し上げます。	
事務局	事務局	番号 9 説明 図面番号22をご覧ください。 番号9 字〇〇 地番全2筆 地目田5,720㎡、畑246㎡ 民有地 合計面積5,966㎡ こちらについては、賃貸借案件となっています。	

日程第7 議案第3号	事務局	計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議長	番号9について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、木村委員より説明いたします。
	委員	それでは、説明申し上げます。 こちらの案件につきましては、借主から後継者に経営移譲したいということで出てきた案件になります。 地域においても、なんら問題ありませんので、ご審議お願いします。
		議長
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
		委員
	議長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
		委員
	議長	異議なしと認め、番号9については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号10について事務局から説明申し上げます。
		事務局
	議長	番号10について、事務局から説明を終わります。 それでは、担当、木村委員より説明いたします。
		委員
	議長	
		委員
	議長	質疑なしと認めます。 続いて討論を行います。 討論はございませんか。
		委員
	議長	討論なしと認めます。 これから採決いたします。 提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
		委員
	議長	異議なしと認め、番号10については、提案のとおり決定をします。 続きまして、番号11について事務局から説明申し上げます。

日程第7 議案第3号	事務局	番号 11 説明
		図面番号24をご覧ください。
		番号11 字〇〇 地番全12筆 地目田29,635㎡ 民有地 合計面積29,635㎡
		こちらについては、賃貸借継続案件となっています。
		計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。
	議長	番号11について、事務局から説明を終わります。
		質疑ございませんか。
	委員	なし。
	議長	質疑なしと認めます。
		続いて討論を行います。
		討論はございませんか。
	委員	なし。
	議長	討論なしと認めます。
		これから採決いたします。
		提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
	委員	なし。
	議長	異議なしと認め、番号11については、提案のとおり決定をします。
		続きまして、番号12について事務局から説明申し上げます。
	事務局	番号 12 説明
		図面番号25をご覧ください。
番号12 字〇〇 地番全4筆 地目田43,617㎡、畑4,464㎡ 民有地		
合計面積48,081㎡		
こちらについては、賃貸借継続案件となっています。		
計画要請の内容は、経営面積・従事日数など農業経営基盤法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。		
議長		番号12について、事務局から説明を終わります。
議長	質疑ございませんか。	
	質疑ございませんか。	
委員	なし。	
議長	質疑なしと認めます。	
	続いて討論を行います。	
	討論はございませんか。	
委員	なし。	
議長	討論なしと認めます。	
	これから採決いたします。	
	提案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。	
委員	なし。	
日程第8 その他	議長	異議なしと認め、番号12については、提案のとおり決定をします。
		議案第3号については、全て決定しました。
		続きまして、日程第8、その他に入ります。
		事務局から、何かありますか。
	事務局	ありません。
議長	以上、提案されました議案はすべて終了しました。	
	それでは、本日の第5回農業委員会総会を閉じさせていただきます。	
	慎重なご審議ありがとうございました。	